

目 次

2次倉吉市環境基本計画

施策の実施状況報告書

【令和2年度】

令和3年8月6日

倉吉市

第1章 第2次倉吉市環境基本計画について

1 計画の趣旨と目的 ······	1
2 計画の位置付け ······	1
3 計画の期間 ······	1
4 計画の推進体制 ······	1
5 計画の施策体系 ······	2

第2章 施策の実施状況について

市の取組の自己評価 ······	3
------------------	---

施策の実施状況の内容

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する

I - 1 低炭素型のまちづくりを推進する ······	4
I - 2 エネルギーの消費量を削減する ······	6
I - 3 再生可能エネルギーを使用する ······	8
I - 4 温室効果ガスの排出を抑制する ······	10

基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

II - 1 大気を守る ······	12
II - 2 悪臭の抑制されたまちをつくる ······	14
II - 3 水を守る ······	16
II - 4 騒音・振動の少ないまちをつくる ······	18
II - 5 美化活動を推進する ······	20
II - 6 美化活動を支援する ······	22
II - 7 野焼きを禁止する ······	22
II - 8 まちの清潔を保持する ······	24
II - 9 伝統的景観と都市景観を守る ······	26
II - 10 ペットを適正管理し、動物と共生する ······	28

基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する

III-1 豊かな農地を守る	30
III-2 健やかな森林を守る	32
III-3 野生動植物の生息・生育環境を守る	36
III-4 自然とのふれあいを進める	38

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

IV-1 ごみの排出量を抑制する	42
IV-2 リサイクルを推進する	46
IV-3 廃棄物を適正に処理する	52

基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する

V-1 環境意識を醸成する	54
V-2 環境に関する情報を提供する	56
V-3 環境を監視し、注意喚起を促す	58

第2次倉吉市環境基本計画・施策の取組状況の自己評価一覧表	60
------------------------------	----

第1章 第2次倉吉市環境基本計画について

1 計画の趣旨と目的

第2次倉吉市環境基本計画は、市の環境施策の指針となるものであり、倉吉市環境基本条例の基本理念の具体化に向け、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画です。

倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施することで、全ての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次世代へ継承していくための目標や施策の方向を示すことにより、人と自然が共生する循環型社会の構築をめざすことを目的とします。

2 計画の位置付け

環境基本計画は、国や鳥取県の環境基本計画との整合性を保ちながら、倉吉市総合計画を環境施策の面から推進し、倉吉市環境基本条例の基本理念に基づき良好な環境像の実現をめざす計画として位置づけるものです。

※第11次倉吉市総合計画 2011(平成23)年度～2020(令和2)年度

※第12次倉吉市総合計画 2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

3 計画の期間

計画の期間 2017(平成29)年度から2026(令和8)年度まで(10年間)

前期計画期間 2017(平成29)年度から2021(令和3)年度まで(5年間)

後期計画期間 2022(令和4)年度から2026(令和8)年度まで(5年間)

社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応するため、前期計画の見直しを行います。

4 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、倉吉市環境基本条例に基づき組織された「倉吉市環境審議会」が、この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等をまとめた年次報告書について点検・評価を行い、それに基づいた施策見直し等の提言を行います。

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉	
基本目標I 地球にやさいまちを実現する	
施策	I - 1 低炭素型のまちづくりを推進する
	I - 2 エネルギーの消費量を削減する
	I - 3 再生可能エネルギーを使用する
	I - 4 温室効果ガスの排出を抑制する
基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する	
施策	II - 1 大気を守る
	II - 2 悪臭の抑制されたまちをつくる
	II - 3 水を守る
	II - 4 騒音・振動の少ないまちをつくる
	II - 5 美化活動を推進する
	II - 6 美化活動を支援する
	II - 7 野焼きを禁止する
	II - 8 まちの清潔を保持する
	II - 9 伝統的景観と都市景観を守る
	II - 10 ペットを適正管理し動物と共生する
基本目標III 人と自然が共生するまちを実現する	
施策	III - 1 豊かな農地を守る
	III - 2 健やかな森林を守る
	III - 3 野生動植物の生息・生育環境を守る
	III - 4 自然とのふれあいを進める
基本目標IV ごみの少ないまちを実現する	
施策	IV - 1 ごみの排出量を抑制する
	IV - 2 リサイクルを推進する
	IV - 3 廃棄物を適正に処理する
基本目標V 環境意識が高いまちを実現する	
施策	V - 1 環境意識を醸成する
	V - 2 環境に関する情報を提供する
	V - 3 環境を監視し、注意喚起を促す

1 市の取組の自己評価

施策体系に示す基本目標を達成するための各施策の市の取組について、次の評価基準により、市役所の担当各課で自己評価を行いました。

次ページ以降の（市の取組）欄に自己評価を記載しています。

【市の取組状況の自己評価】

評価	自己評価の基準
A	取組の目標を達成し、事業を終了した
B	目標に向けて、取組が進んでいる
C	取組内容の見直し、又は取組の拡充が必要である
D	未着手、検討中

※事業者の取組及び市民の取組については、評価を行っていません。

施策 I-1 低炭素型のまちづくりを推進する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 環境課	国・鳥取県・関係機関と協力し、地球環境問題の解決に向けて取り組みます。 B	国・鳥取県・倉吉市等の地球環境保全対策に協力しようとします。	国・鳥取県・倉吉市等の地球環境保全対策に協力しようとします。
② 環境課	地球温暖化防止のための倉吉市行動計画を策定し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。 B	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出抑制のため、エアコンの設定温度を適正に設定する等、省エネルギー・省資源に努めましょう。	二酸化炭素の排出抑制のため、エアコンの設定温度を適正に設定する等、省エネルギー・省資源に努めましょう。
③ 環境課 農林課	再生可能エネルギー（バイオマス、太陽光、小水力等）の導入を支援します。 B	—	—
④ 環境課	家庭の二酸化炭素排出量がわかる環境家計簿 ^(※) の普及啓発に努めます。 (※) 家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量などを集計して、CO ₂ を算定するツール。CO ₂ 排出量を把握し、ムダなエネルギー消費につなげることが期待できる。 B	エコポイント活動に参加しましょう。	エコポイント活動の参加や環境家計簿を活用しましょう。

施策 I-1 低炭素型のまちづくりを推進する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画
ホームページ等を活用し、国の省エネルギー対策 ^(※) 等の情報提供を行った。 (※) 産業界、地方公共団体、NPO等に夏季・冬季の省エネルギー対策	国県、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、温暖化対策に関する情報提供を行う。
鳥取県星空保全条例に基づく星空環境の保全地域 ^(※) に閑金地域が指定（R元.10.31）を受ける。 (※) 優れた星空環境の保全が必要である区域として県が指定する。保全区域では、星空保全照明基準の設定による光害対策等の支援措置が活用できる。	星空環境を保全するため、鳥取県星空保全条例に基づく支援措置の周知を行う。
R2年度（R3.3月）倉吉市行動計画（倉吉市地球温暖化対策実行計画 ^(※) ）を策定した。 (※) 地球温暖化対策推進法に基づき、市の事務事業に関する省エネルギーの取組を推進するため、温室効果ガス排出量の削減を目的とする実行計画。	倉吉市行動計画（倉吉市地球温暖化対策実行計画）に基づき、職員ひとり一人が省エネ行動を実践する。（第12次倉吉市総合計画の目標） 指標：H25年度を基準年度とする市の事務事業に伴うCO ₂ 排出量の削減率 30%（H7年度）
【環境課】 ○H31.2月、再生可能エネルギー計画（木質バイオマスエネルギーの活用を推進する実行計画）を策定した。 ○住宅用太陽光発電システム導入補助金・補助件数 H22年度～H30年度 587件 (住宅用太陽光発電システム：H30年度で廃止) 【農林課】 地元木材を建材やボイラ燃料に活用されるよう働きかける。→取組実績なし	【環境課】 事業者・関係機関と連携し、木質バイオマスボイラの導入を推進する。 【農林課】 地元木材を建材やボイラ燃料に活用されるよう働きかける。
紙ベースの環境家計簿を見直し、県と連携して、利便性の高いエクセル版の環境家計簿をホームページで紹介した。	ホームページや市報等を活用し、環境家計簿の普及啓発を行う。

施策 I-2 エネルギーの使用量を削減する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 施設所管課	公共施設の照明のLED化を推進する等、様々な省エネルギーに努めます。 B	省エネルギー対策を検討するとともに節電に努め、照明のLED化等、省エネルギー機器を利用しましょう。	エネルギー消費が高まる夏場・冬場を中心に、クールビズやウォームビズに取り組みましょう。
② 環境課	省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行います。 B	環境保全に役立つ商品の開発に努めましょう。	電化製品は省電力型のものを選びましょう。
③ 環境課	ゴーヤやアサガオ等の植物を育てて作るグリーンカーテンの取組を普及啓発します D	-	ゴーヤやアサガオ等の植物を育ててグリーンカーテンを作りましょう。
④ 環境課	エコライフ活動の普及啓發に努めます。 B	市民に販売する電化製品については、省電力型のものを提案しましょう。	エコライフ活動に努めましょう。自動車を購入する際には、電気自動車、プラグインハイブリッド車等、エコカーの車両を選びましょう。

施策 I-2 エネルギーの使用量を削減する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画
(H29年度) (H30年度) 市道倉吉駅南通り線 LED切替 (R元年度) 倉吉スポーツセンター体育館 照明器具LED取替 倉吉市関金生産物直売食材供給施設 照明設備LED切替 倉吉市せきがね湯命館 照明設備LED切替 (R2年度) 農村環境改善センター（体育館）照明器具LED取替	公共施設の照明のLED化等を推進し、省エネルギー対策に努める。
ホームページや市報等を活用し、国の省エネルギー対策 ^(※) 等の情報提供を行った。 (※)産業界、地方公共団体、NPO等に省エネルギー対策の呼び掛けを行う。	ホームページや市報等を活用し、省エネルギー対策として、省エネルギー機器の利用を推奨する。
グリーンカーテンの取り組みを普及啓発する。 →取組実績なし	冷房に頼らない夏季の省エネ対策として、ホームページや市報等を活用し、グリーンカーテンの取組を紹介する。
市報やホームページを活用し、COOL CHOICE（クールチョイス ^(※) ）の普及啓発を行った。 (※)国が掲げる2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26パーセント削減する目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。	市報やホームページを積極的に活用し、エコライフ活動の普及啓発に努める。

施策 I-3 再生可能エネルギーを使用する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 環境課	住宅用太陽光発電システムや家庭用コージェネレーションシステム（家庭用燃料電池）を導入する市民に対して、鳥取県と連携して支援します。 A コージェネレーションシステムとは ガスなどを駆動源にした発電機によって電力を生み出すとともに、その際の排熱を給湯や冷暖房などに利用するシステム・設備のこと。	太陽光発電等、再生可能エネルギーを利活用しましょう。	太陽光発電等、再生可能エネルギーの利活用に努めましょう。
② 地域整備課	小水力等の再生可能エネルギーの導入を支援します。 B	—	—
③ 環境課	木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会を設置し、木質バイオマス発電事業化（木質チップボイラー、薪ボイラー含む）について調査・研究に取り組みます B	木質バイオマスで発電した電力等、再生可能エネルギーの利活用を推進しましょう。 地域エネルギー社会構築への取り組みに理解を深めましょう。	地域エネルギー社会構築への取り組みに理解を深めましょう。

施策 I-3 再生可能エネルギーを使用する（市の取組）

取組状況 (R2年度)	今後の取組計画																				
○住宅用太陽光発電システム導入補助金 【補助件数】H21年度～H30年度 587件																					
○家庭用燃料電池システム 【補助件数】H25年度～H30年度 13件																					
家庭用燃料電池システムとは ・エネファーム：ガスなどから水素をつくり発電し、お湯を貯湯タンクに貯める給湯器システム ・エコウイル：LPガスを燃料とするガスエンジンで発電し、お湯を貯湯タンクに貯める給湯器システム																					
住宅用太陽光発電システム・家庭用燃料電池導入補助金制度 H30年度をもって補助制度を終了 太陽光パネル等の機器の低価格化が大幅に進み、目的としていた太陽光設備等の普及について、行政として一定の役割の役割を果たしたと判断したため。 【太陽光パネル機器の低価格化の判断指標】 kwあたり平均単価の低価格化及び助成件数の減少																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th><th>設置費(総額) ①</th><th>設備 (総計) ②</th><th>kwあたり平均 単価 ①/②</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td><td>60件</td><td>170,984,862円</td><td>248.12kw</td><td>689,130円/kw</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>27件</td><td>39,432,873円</td><td>139.67kw</td><td>282,329円/kw</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>差額 (H21-H30)</td><td></td><td>406,801円/kw</td></tr> </tbody> </table>	年度	件数	設置費(総額) ①	設備 (総計) ②	kwあたり平均 単価 ①/②	H21	60件	170,984,862円	248.12kw	689,130円/kw	H30	27件	39,432,873円	139.67kw	282,329円/kw			差額 (H21-H30)		406,801円/kw	
年度	件数	設置費(総額) ①	設備 (総計) ②	kwあたり平均 単価 ①/②																	
H21	60件	170,984,862円	248.12kw	689,130円/kw																	
H30	27件	39,432,873円	139.67kw	282,329円/kw																	
		差額 (H21-H30)		406,801円/kw																	
水路等を活用した再生可能エネルギーの導入の活用を検討された場合、改良区等の所有者との調整を支援する。 →取組実績なし（相談件数なし）	水路等を活用した再生可能エネルギーの導入の活用を検討された場合、改良区等の所有者との調整を支援する。																				
H31.2月、再生可能エネルギー計画（木質バイオマスエネルギーの活用を推進するための実行計画）を策定した。	木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会と連携し、バイオマスピイラの導入を推進する。																				

施策 I-4 温室効果ガスの排出を抑制する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努めます。 B	フロン類の充填・回収や機器の廃棄等が必要なときは、第一種フロン類充填回収業者に依頼しましょう。	家庭で使用しているエアコン、冷蔵庫等を更新、廃棄等するときは、家電リサイクル法等の制度に従い適正に処分しましょう。
②	施設所管課	フロン排出抑制法に基づき、倉吉市役所の施設等に使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止します。 B	第一種特定製品の管理者は、フロン排出抑制法に基づき業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「管理者の判断基準」に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止しましょう。	—
③	環境課	エコカー導入の普及啓発に努めます。 B	空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。	空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。
④	企画課	公共交通機関や自転車利用の普及啓発に努めます。 B	—	クルマを利用している身近な場面を公共交通機関や自転車利用へ転換を図りましょう。

施策 I-4 温室効果ガスの排出を抑制する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画																				
ホームページ等を活用し、フロン類の漏えい防止対策等の啓発を行った。 ・冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化 ・漏えいの発見時の速やかな漏えい箇所の特定・修理 ・機器廃棄時のフロン類の回収処理	フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努め、温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を図る。																				
フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使う空調設備の簡易点検、定期点検を行った。 (簡易点検) ・3ヶ月に1回以上（日常的な点検） (定期点検) ・エアコン出力 7.5kw 以上 50kw 未満 3年に1回以上 ・エアコン出力 50kw 以上 1年に1回以上	フロン類を使う空調設備の簡易点検、定期点検を行うとともに、フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努める。																				
市営の電気自動車充電設備（本庁舎駐車場・せきがね湯命館）を供用し、電気自動車の普及啓発を行った。 民設民営の電気自動車充電設備の増加に伴い、令和2年6月末で、市営の電気自動車充電器を廃止した。	エコカー ^(*) の補助金（国制度）等の周知を行う。 ※ 電気自動車、燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル自動車																				
市報等で公共交通機関の利用促進の周知した。 令和元年度：市報掲載 2回（9月・3月） 【目標数値】路線バス利用者数割：18.7% (平成28年度実績の維持) 路線バス利用者数割＝利用者数÷人口(市内の年度末人口) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>848,751人</td> <td>845,977人</td> <td>948,536人</td> <td>774,601人</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>47,496人</td> <td>47,017人</td> <td>46,475人</td> <td>45,956人</td> </tr> <tr> <td>利用者割合</td> <td>17.9%</td> <td>18.0%</td> <td>20.4%</td> <td>16.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>→利用割合は増減を繰り返しながら推移している。</p>	年度	H29	H30	R元	R2	利用者数	848,751人	845,977人	948,536人	774,601人	人口	47,496人	47,017人	46,475人	45,956人	利用者割合	17.9%	18.0%	20.4%	16.9%	市報等で公共交通機関の利用促進を図る。 市報掲載 2回（9月・3月） (第12次倉吉市総合計画の目標) ・指標：バスの年間利用回数 年間輸送人員÷地域人口（中部地域） ・目標値：令和4年の利用者割合 18.7%（H28年度実績を維持）
年度	H29	H30	R元	R2																	
利用者数	848,751人	845,977人	948,536人	774,601人																	
人口	47,496人	47,017人	46,475人	45,956人																	
利用者割合	17.9%	18.0%	20.4%	16.9%																	

施策 II-1 大気を守る

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	中国大陸から運ばれて来るPM2.5 ^(※) 等の大気汚染物質の状況に関する情報提供に努めます B	大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、事業活動に伴う大気汚染物質の排出を抑制し、施設の適正管理に努めましょう。	野焼きを行わずごみの減量化に努めるとともに、分別等による排出を行いましょう。 (※) 粒子が小さい大気汚染物質で、呼吸器系など健康への悪影響を及ぼす。
②	環境課 建築住宅課	アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導に努めます。 B	—	— (参考:「アスベスト含有調査」) アスベストの飛散を未然に防ぐため、建築物・工作物の解体・改造・補修作業を伴う建設工事を行う場合は、工事前の石綿含有建築材料の有無の調査(事前調査)の実施が必要となる。

施策 II-1 大気を守る(市の取組)

取組状況(R2年度)	今後の取組計画																				
大気汚染物質(PM2.5)の注意喚起基準の超過が予想された場合、関係機関等に注意喚起の情報提供を行った。	県と連携し、PM2.5等の大気汚染物質の状況に関する情報提供を行う。																				
情報提供の回数																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>9回</td><td>6回</td><td>5回</td><td>8回</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	9回	6回	5回	8回											
年度	H29	H30	R元	R2																	
実績	9回	6回	5回	8回																	
【環境課】 市有施設のアスベスト含有調査(16ヶ所)を実施した。 (施設の修繕・改修工事前の含有調査)	【環境課】 健康被害を防止するため、市有施設改修工事等の際のアスベスト含有調査を実施。																				
【建築住宅課】 アスベスト撤去支援事業(補助事業)	【建築住宅課】 アスベスト撤去支援事業(補助制度)を実施する。																				
補助実績件数																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>2件</td><td>2件</td><td>0件</td><td>3件</td></tr> </tbody> </table> <p>アスベスト含有調査、アスベスト除去等を支援</p>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	2件	2件	0件	3件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>211件</td><td>167件</td><td>146件</td><td>120件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	211件	167件	146件	120件
年度	H29	H30	R元	R2																	
実績	2件	2件	0件	3件																	
年度	H29	H30	R元	R2																	
実績	211件	167件	146件	120件																	
建築物解体工事の届出件数実績(建設リサイクル法)																					
[建設リサイクル法の概要] 特定建設資材(コンクリート等)を用いた建築物等の解体工事、新築工事等で建設工事規模に関する基準以上のものを請け負った業者は正当な理由がある場合を除き、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別解体等することが義務付けられている。																					

施策 II-2 悪臭の抑制されたまちをつくる

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	悪臭防止法に基づき、鳥取県や関係機関と連携して測定・規制を行います。 B	事業活動において、大気汚染物質の排出基準を守りましょう。	屋外での野焼きはやめましょう。
②	環境課	悪臭が発生した場合は、鳥取県や関係機関と連携して、指導を行います。 B	—	生ごみ等の適正処理やペット等を適正管理し、悪臭の発生を防止しましょう。
③	環境課	法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。 B	法的規制区域外であっても、事業活動における悪臭の発生を抑制しましょう。	— [悪臭防止法の概要] ・規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭の必要な規制を行うことで、生活環境を保全する。 ・都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければならない。 ・市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。

施策 II-2 悪臭の抑制されたまちをつくる（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画										
公害防止計画・公害防止協定に基づき、対象事業所の悪臭の測定の実施を行った。（JA 鳥取中央・久米畜産団地） 事業所数 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業所数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></tbody></table>	年度	H29	H30	R元	R2	事業所数	1	1	1	1	公害防止計画・公害防止協定に基づき対象事業所の悪臭の測定の実施等を行う。（1箇所）
年度	H29	H30	R元	R2							
事業所数	1	1	1	1							
悪臭の発生や苦情に関し、必要な助言や指導を行った。 対応件数 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr></thead><tbody><tr><td>件数</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td></tr></tbody></table>	年度	H29	H30	R元	R2	件数	2	1	1	5	悪臭の通報があった場合、必要な助言や指導を行う。
年度	H29	H30	R元	R2							
件数	2	1	1	5							

施策 II-3 水を守る

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	水質汚濁防止法等の関係法令に基づき鳥取県や関係機関と連携し公共用水域の水質を測定し、事故発生時には迅速な対応に努めます。 B	水質汚濁防止法等を遵守するとともに、法規制外であっても水環境保全を考え、自主的な水質保全対策を実施しましょう。	河川の美化等の環境保全活動に参加しましょう。
②	環境課	工場・事業場からの排水測定を行います。 B	農地への過剰な肥料や農薬の使用を避け、水田の濁水流出防止等の水管理等、環境にやさしい農業を推進しましょう。	排水に油・生ごみ等を直接流さないようにしましょう。
③	上下水道局 環境課	公共下水道・農業（林業）集落排水施設・浄化槽等を整備促進し、公共用水域の水質保全に努めます。 B	公共下水道・農業（林業）集落排水施設・浄化槽等に接続し、排水を直接公共用水域に流さないようにしましょう。	公共下水道・農業（林業）集落排水施設・浄化槽を設置する等、生活排水を直接公共用水域に流さないようにしましょう。
④	農林課	良質な水の安定供給を確保する観点からも森林保全の整備推進に努めます。 B	—	—
⑤	環境課	化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。 B	— ダイオキシン類：農薬などの化学物質を製造する際の副生成物等で環境に放出されると土壌等に長期間残留し、食物連鎖を通して生体に影響を及ぼす。 環境ホルモン：人や野生生物の正常なホルモン作用をかく乱し、生殖機能を阻害する等悪影響を及ぼす化学物	—

施策 II-3 水を守る（市の取組）

取組状況（R 2 年度）					今後の取組計画											
公共水域の水質測定計画に基づき、天神川水系の定点観測を国県と連携して実施した。（定点観測 17 地点）					公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の定点観測を実施する。											
水質汚濁の発生に伴う対応件数					水質汚濁の発生時には、国県等と連携し、水質汚濁の拡大防止の対応を行う。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>9 件</td><td>9 件</td><td>9 件</td><td>5 件</td></tr> </tbody> </table>					年度	H29	H30	R 元	R 2	実績	9 件	9 件	9 件	5 件		
年度	H29	H30	R 元	R 2												
実績	9 件	9 件	9 件	5 件												
公害防止計画・公害防止協定に基づく、事業所排出水の測定。					公害防止計画・公害防止協定に基づき、対象事業所の排出水の測定を実施する。（2箇所）											
(旭原産業廃棄物最終処分場、JA 鳥取中央 久米畜産団地)																
【取組状況】公共下水道・集落排水事業の整備はほぼ終了した。（今後普及率は伸びない。）																
年 度	公共下水道①	集落排水施設②	合併処理浄化槽③	合計 ①+②+③	生活排水 未処理人口											
	普及率	接続率	普及率	接続率	普及率	接続率										
H29	77.1%	65.5%	14.8%	12.1%	2.5%	2.5%										
H30	79.4%	70.1%	14.6%	12.0%	1.6%	1.7%										
R 元	79.6%	70.3%	14.6%	12.0%	1.6%	1.8%										
R 2	79.8%	70.5%	14.4%	11.9%	1.7%	1.8%										
	94.4%	80.1%			95.4%	84.1%										
						7,400 人										
						7,257 人										
<ul style="list-style-type: none"> ・普及率：市内人口のうち下水道・集落排水施設・合併浄化槽を使うことができる（処理可能区域内）人口の割合 ・接続率：市内人口のうち下水道・集落排水施設に接続、合併浄化槽を設置済み（水洗化済み）の人口の割合 																
【今後の取組計画】																
公共下水道及び集落排水施設への接続、汲み取り・単独処理浄化槽の合併処理浄化槽へ転換を推進する。																
【参考：令和 3 年度以降の取組指標】																
「接続率」を「水洗化率」へ名称変更。→目標値：84.9%以上（R 7 年度）																
・水洗化率（%）=公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽の水洗化済み世帯数／市内の全世帯数																
森林整備計画を推進するため、間伐の支援を実施した。 間伐面積 234ha（出所：H30 年度鳥取県林業統計）					新たな森林経営管理制度のもと、森林環境譲与税を活用し、森林保全のための取組と支援を行う。											
○河川のダイオキシン類調査[県] <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水質（水底の底質を含む。）のダイオキシン類による汚染の状況調査の測定ポイントの選定に協力した。 ・測定ポイント：天神川（小田）、玉川（巖城） ○水質の環境ホルモン調査：H29 年度～R 2 年度[県] <ul style="list-style-type: none"> ・市内の調査地点なし（県内の漁港・港湾で実施） 					県が実施する環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）の実態把握に協力する。											

施策 II-4 騒音・振動の少ないまちをつくる

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	騒音規制法・振動規制法に基づき、鳥取県や関係団体等と連携して測定・規制を行います。 B	騒音規制法・振動規制法を遵守し、騒音・振動の発生を抑制しましょう。 事業用自動車については、エコカーの導入促進、運転マナーの良い運転に努めましょう。	公共交通機関や自転車を利用する等、マイカー使用の抑制に努めましょう。 近い場所に行く場合には、自転車利用や徒步に努めましょう。
②	環境課	法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。 B	—	近隣に、騒音被害が出ないように努めましょう。
③	環境課	鳥取県公害防止条例に基づき、深夜（午後10時から翌朝午前6時まで）の事業活動による騒音について測定・規制を行います。 B	鳥取県公害防止条例を遵守し、深夜（午後10時から翌朝午前6時まで）の事業活動による騒音が発生しないようにしましょう。	—

施策 II-4 騒音・振動の少ないまちをつくる（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画
著しい騒音や振動を発生する「特定施設」を設置する場合や著しい騒音や振動を発生する「特定建設工事」を実施する場合の届出の周知を行った。 振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設とし、規制地域（指定地域）内において工場又は事業場に特定施設を設置・変更しようとする者は、事前に市町村長に届出を行わなければならない。	騒音や振動を発生する「特定施設」を設置する場合や「特定建設工事」を実施する場合の届出の周知を行う。
騒音・振動に関する苦情・相談なし。	騒音・振動の苦情や相談に対し、解決に導くための対応に努める。

施策 II-5 美化活動を推進する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	建設課 管理計画課 環境課	河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施します。 B	河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施します。	河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。
②	環境課	公共の場所におけるごみやタバコ等のポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。 B	—	家庭から出るごみやタバコ等のポイ捨てはしないようしましょう。
③	環境課	公共の場所における飼い犬等のふんの放置を防ぐとともに、マナーの周知に努めます。B	—	犬の飼い主は、マナーを守り、ふん等を適正に処理しましょう。
④	環境課	鳥取県や環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。 B	— 環境美化指導員 倉吉市ポイ捨て等及び喫煙制限に関する条例施行規則に基づき、倉吉市環境課職員が任命されている。	—
⑤	環境課 人権政策課	いかなる落書きもないよう防止啓発に努めます。 B	—	— [倉吉市落書きの防止に関する条例] 落書きが市民の快適な生活環境の確保に対して重大な障害となる行為であることだけでなく、その内容によっては人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害となることから、落書きの防止及び落書きに対する措置に関し必要な事項を定めることにより、本市における快適な環境の創造と人権尊重のまちづくりに寄与することを目的としている。
⑥	施設所管課	公共施設におけるバイク、自動車等の放置の原則禁止を周知します。 B	—	—

施策 II-5 美化活動を推進する（市の取組）

	取組状況 (R 2 年度)	今後の取組計画
【管理計画課】	【管理計画課】	公園を定期的に清掃し、美化活動を推進する。
公園の清掃（委託）を定期的に実施した。	【建設課】	【建設課】
4月：天神川一斉清掃を実施（R 2 年度中止：コロナ） 7月：川の日の玉川清掃（R 2 年度中止：コロナ） 8月：道の日の道路清掃（R 2 年度中止：コロナ）	【環境課】	河川、道路の一斉清掃で美化活動を推進する。
【環境課】	【環境課】	【環境課】
ぴか美化運動に参加した。（毎月： 鉄道記念館周辺）	ぴか美化運動に参加し、地域の美化活動を支援。	ぴか美化運動に参加し、地域の美化活動を支援。
公共の場所での「ポイ捨て禁止・飼い犬等のふんの放置禁止・喫煙の制限」の注意喚起を行った。	ごみのポイ捨て防止を図る啓発や指導を行う。	
飼い犬等のふん放置禁止「マナー啓発の看板」の貸出	マナー啓発の看板貸出を行う。必要に応じて、犬の適正な飼養管理のリーフレットの班回覧等による周知を図る。	
年度 H29 H30 R 元 R 2 実績 5 件 4 件 11 件 11 件		
環境美化促進地区である玉川（毎月）の清掃を実施した。 (シルバー人材センター委託)	県と連携し、環境美化促進地区的美化活動を推進する。	
【環境美化促進地区】 倉吉打吹玉川伝統的建造物群保存地区・ポケットパーク周辺地区外		
町内学習会等で差別落書き防止に関する啓発資料を提供 ・H29年6月：国道179号跨線橋遮音壁に個人名を書き、誹謗中傷する落書きが発見され、鳥取県等関係機関が対応。 ・H30年6月：倉吉市小田東380-1 市道の白線上に、個人名を書き誹謗中傷する落書きが発見され、対応。 ・H30年6月：倉吉市井手畠4付近、個人所有の倉庫の入口門扉に落書きが発見され、対応。 ・R元年度、R2年度は発生事案無し。	差別落書きや落書きの防止に向けての啓発活動を推進する。	
差別落書きが発見された場合、迅速かつ適切な対応を行いうとともに、町内学習会等でテーマに取り上げる。		
市有施設の機能保全及び施設の利便性の確保を図るため、放置自動車等の防止対策を行った。	市有施設の機能保全及び利便性の確保を図るために、自動車等放置の防止対策を行う。	

施策 II-6 美化活動を支援する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	清掃ボランティアへのごみ袋の無償提供等支援を行います。 B	—	環境美化活動に取り組みましょう。
②	環境課	自治公民館や地域ごとの生活排水溝清掃等、地域清掃活動を支援します。 B	自治公民館や地域毎の環境美化活動に協力しましょう。	自治公民館や地域での清掃活動に協力しましょう。

施策 II-6 美化活動を支援する（市の取組）

取組状況 (R2年度)	今後の取組計画															
清掃活動ボランティアへごみ袋の配布（ごみ処理手数料の減免）を実施した。	ボランティア団体等へごみ袋を配布し、地域の美化活動の支援を行う。															
配布枚数																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大袋</td><td>2,540 枚</td><td>2,016 枚</td><td>2,355 枚</td><td>704 枚</td></tr> <tr> <td>小袋</td><td>100 枚</td><td>380 枚</td><td>1,300 枚</td><td>100 枚</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	大袋	2,540 枚	2,016 枚	2,355 枚	704 枚	小袋	100 枚	380 枚	1,300 枚	100 枚	
年度	H29	H30	R元	R2												
大袋	2,540 枚	2,016 枚	2,355 枚	704 枚												
小袋	100 枚	380 枚	1,300 枚	100 枚												
自治公民館等が行う町内の美化活動の支援を行った。	町内清掃活動の支援を行う。 ・生活排水溝土砂運搬の配車の支援 ・フックロールコンテナの借上															
生活排水溝土砂運搬の配車の支援（側溝清掃）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td><td>205 台</td><td>200 台</td><td>200 台</td><td>141 台</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	台数	205 台	200 台	200 台	141 台						
年度	H29	H30	R元	R2												
台数	205 台	200 台	200 台	141 台												
フックロールコンテナ借上の支援（ごみ収集、除草収集）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2トン車</td><td>93 台</td><td>92 台</td><td>91 台</td><td>89 台</td></tr> <tr> <td>4トン車</td><td>52 台</td><td>43 台</td><td>4 台</td><td>42 台</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	2トン車	93 台	92 台	91 台	89 台	4トン車	52 台	43 台	4 台	42 台	
年度	H29	H30	R元	R2												
2トン車	93 台	92 台	91 台	89 台												
4トン車	52 台	43 台	4 台	42 台												

施策 II-7 野焼きを禁止する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	廃棄物処理法に基づき、野焼きの原則禁止を周知します。 B	事業活動として野焼きは止め、ごみの分別を行い適正な排出に努めましょう。	ごみを屋外で焼却したりせず、きちんと分別して適正に排出しましょう。

廃棄物の焼却は、一部の例外を除き、廃棄物処理法で禁止されている。これに違反して廃棄物を焼却することを俗に「野焼き」という。野焼きは、悪臭やダイオキシンが発生するなど、生活環境に悪影響を及ぼす。違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はこれの併科による処罰の対象となる。

施策 II-7 野焼きを禁止する（市の取組）

取組状況 (R2年度)	今後の取組計画										
ホームページ・市報等を活用し、野焼きの原則禁止の注意喚起を行った。野焼きの苦情を受け、現場に出向くなど、野焼きの原則禁止の現地で説明をするとともに周辺の生活環境への配慮についての理解を求めた。	ホームページ・市報等で野焼きの原則禁止の注意喚起を行い、野焼きの未然防止及び必要な注意喚起を行う。										
苦情の対応件数											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>14 件</td><td>14 件</td><td>10 件</td><td>10 件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	14 件	14 件	10 件	10 件	
年度	H29	H30	R元	R2							
実績	14 件	14 件	10 件	10 件							

施策 II-8 まちの清潔を保持する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 環境課 地域整備課	不法投棄に対し、鳥取県や倉吉警察署等の関係機関と協力・連携し、監視強化と防止活動に努めます。	B ごみの不法投棄をせず、倉吉市一般廃棄物処理許可業者（収集運搬等）や鳥取県産業廃棄物処理許可業者（収集運搬等）に委託し適正処理しましょう。	市民一人ひとりが監視員の役割を務めましょう。
	・廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨てる行為を不法投棄といいます。 ・不法投棄は、そのまま放置しておくとさらなる不法投棄を誘発する恐れや、水質や土壌の汚染といった新たな悪影響を及ぼす要因にもなる。 ・違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）、またはその両方の罰則が科せられる。		

施策 II-8 まちの清潔を保持する（市の取組）

取組状況 (R2年度)	今後の取組計画										
<p>【環境課】</p> <p>不法投棄パトロール実施し、不法投棄の再発防止に努めた。土地所有者等から寄せられた不法投棄の相談に対応した。</p> <p><u>不法投棄撤去の対応件数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>—</td><td>23件</td><td>27件</td><td>23件</td></tr> </tbody> </table> <p>【地域整備課】</p> <p>「広域基幹林道円谷広瀬線緑を守り育てる会」のパトロールなど地域の協力を得ながら速やかに対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に3回程度のパトロール ・不法投棄撤去ボランティア作業 	年度	H29	H30	R元	R2	実績	—	23件	27件	23件	<p>【環境課】</p> <p>不法投棄パトロール等を行い、不法投棄の再発防止を図る。</p> <p>不法投棄を未然に防止するため、適正な土地管理の注意喚起を行う。</p> <p>【地域整備課】</p> <p>「広域基幹林道円谷広瀬線緑を守り育てる会」のパトロールなど地域の協力を得ながら速やかに対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に3回程度のパトロール ・不法投棄撤去ボランティア作業
年度	H29	H30	R元	R2							
実績	—	23件	27件	23件							
<p>【環境課】</p> <p>不法投棄の禁止看板の貸し付け等を行い、不法投棄の防止を支援した。</p> <p>H30年度：不要品回収業者への指導 1件</p> <p>【建築住宅課】</p> <p>空き家の所有者等への助言・指導の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>5件</td><td>21件</td><td>4件</td><td>48件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	5件	21件	4件	48件	<p>【環境課】</p> <p>不法投棄を招かないため、土地や建物が清潔に保たれていない土地所有者等に必要な助言・指導を行う。</p> <p>【建築住宅課】</p> <p>適切に管理されていない空き家の所有者等に対して助言・指導する。</p>
年度	H29	H30	R元	R2							
実績	5件	21件	4件	48件							

施策 II-9 伝統的景観と都市景観を守る

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	文化財課	所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。	伝統的な木造建築物の維持・保全を行う伝統技術継承者の育成に努めましょう。	景観まちづくり活動に参加し、地域の景観を創り・守ることを次世代に伝えましょう。
②	管理計画課	所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。	B 地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めましょう。	地域における景観形成活動に積極的に参加し、景観形成施策に協力しましょう。
③	管理計画課	屋外広告物の適切な指導を行います。	B 景観形成基準や屋外広告物の設置基準等を遵守し、景観形成に配慮した事業を推進しましょう。	-
④	管理計画課 建設課	公園・緑地、街路樹の保全に努めます。	B 公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。	公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
⑤	地域づくり支援課	良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木、樹林等を保存樹、保存林として指定します。	B - 歴史的景観を守ることで倉吉市固有の文化を次世代に継承していきましょう。	保存樹・保存林の保全を図るために、必要となる処置に対して助成を行った。 ・長寿命化のための処置、害虫被害に対する処置等

施策 II-9 伝統的景観と都市景観を守る（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画										
伝統的建造物の保存・伝統的景観の整備に努めた。	伝統的建造物の保存・伝統的景観の整備に努める。										
特定物件（建築物）の件数											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>351件</td><td>351件</td><td>349件</td><td>349件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	351件	351件	349件	349件	
年度	H29	H30	R元	R2							
実績	351件	351件	349件	349件							
伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に関する届出対象の行為の内容を審査し、景観形成基準に適用するよう指導した。 (R2年度の実績) 屋外広告物の適正管理に関する項目を条例に追加する改正を行った。あわせて市報の活用及び事業者に点検義務などの通知など周知を行った。	届出対象の行為について内容を審査し、景観形成基準に適用するよう指導する。										
屋外広告物適正化旬間にあわせて市報(9月号)による広報及びパトロールを行った。	屋外広告物適正化旬間にあわせて市報による広報及びパトロールを行う。										
【管理計画課】 公園・緑地について、62の公民館等へ104箇所の公園の管理を委託し保全に努めた。また、危険木・支障木を早期に発見、除去し景観の保全に努めた。 【建設課】 街路樹の管理を委託し、巡視点検や剪定、病害虫駆除等を行い、保全に努めた。	【管理計画課】 公園・緑地の危険木・支障木を早期に発見・除去し、景観の保全に努める。 【建設課】 街路樹の管理を委託し、巡視点検や剪定、病害虫駆除等を行い、保全に努める。										
保存樹・保存林の保全を図るために、必要となる処置に対して助成を行った。 ・長寿命化のための処置、害虫被害に対する処置等	保存樹・保存林の保全を図るために、必要となる処置に対して助成を行う。										

施策 II-10 ペットを適正管理し、動物と共生する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	ペットの飼い方の指導や終生飼養の普及啓発に努めます。 B	自らの責任や義務を自覚し事業者が終生飼養を行うとともに、適正なペットの販売や譲渡に努めましょう。	ペットはきちんとしつけを行ってマナーを守り、虐待や遺棄をしたりせず、他の人に迷惑をかけないよう適切な終生飼養に努めましょう。
②	環境課	飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせる取り組みを支援します。 B	—	飼い猫や飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせましょう。
③	環境課	動物が空き家等に棲みつかないよう市民へ注意喚起に努めます。 B	—	飼い主のいない猫に対して、無責任な餌のやり方をしないようにしましょう。

施策 II-10 ペットを適正管理し、動物と共生する（市の取組）

取組状況（R 2 年度）	今後の取組計画										
ペット飼養管理に関する苦情が寄せられたため、県に連絡し、問題解決の対応を求めた。	県の「ペットの適正な飼養管理」の取組に協力する。（ペットの飼養管理に関する苦情や相談があれば、県へ通報し、問題の早期解決に協力する。）										
苦情等の対応件数											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>22 件</td><td>11 件</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	実績	22 件	11 件	1 件	1 件	
年度	H29	H30	R 元	R 2							
実績	22 件	11 件	1 件	1 件							
倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度の活用を推進した。	野良猫の繁殖を抑制し生活環境を保全するため、倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度の周知を図り、助成制度の利用を推進する。										
補助制度の申請件数（中止を除く）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>83 件</td><td>84 件</td><td>118 件</td><td>177 件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	実績	83 件	84 件	118 件	177 件	
年度	H29	H30	R 元	R 2							
実績	83 件	84 件	118 件	177 件							
倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度											
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者のいない猫の不妊去勢手術の助成制度。 ・1頭につき上限1万円。手術費用が下回った場合は支払った金額を補助する。 											
空き家等に動物が棲みつくことによる生活環境の悪化の苦情や相談はなかった。	空き家等に動物が棲みつくことによる生活環境に関する苦情や相談が寄せられた場合、問題を解決するための対応に努める。										

施策 III-1 豊かな農地を守る

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 商工観光課 農林課	地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援に努めます。 B	自然保護活動への積極的な参加・協力に努めましょう。	身近な自然環境や地域固有の環境資源とのふれあいを通じ自然への理解を深めましょう。
② 農林課	地域の特色ある自然環境の保護や普及啓発に努めます。 B	土地改变等の開発や事業活動時における周辺自然環境への配慮に努めましょう。	—
③ 農林課	食の安全に対する消費者ニーズの高まりに対応して、土づくり・減化学肥料・減化学農薬に取り組むエコファーマーを育成し、環境にやさしい農業者を支援します。 B	農地や森林を適正管理するとともに、環境にやさしい農業を実践し消費者への情報発信に努めましょう。 遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため、農地等の貸借等相互協力に努めましょう。	環境にやさしい農業への取り組みに理解を深めましょう。 遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため、農地等の貸借等相互協力に努めましょう。

施策 III-1 豊かな農地を守る（市の取組）

取組状況 (R 2 年度)	今後の取組計画
【商工観光課】 農家民泊・体験学習利用者	【商工観光課】 R3 年度の農家民泊・体験学習利用者 1,564 人 (12 校) の予約を受けていたが、コロナ禍で受け入れを断念した。
年度 H29 H30 R 元 R 2 利用者数 308 人 763 人 1,436 人 —	【農林課】 団体などによる森林づくりへの参加を促す森林整備体験のイベントを支援した。
※R 2 年度：コロナ禍で受け入れを断念	【農林課】 団体などによる森林づくりへの参加を促す森林整備体験のイベントを支援する。
立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図った。 対応実績	立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図る。
年度 H29 H30 R 元 R 2 所有者届件数 13 件 15 件 21 件 37 件 面 積 100ha 50.6386ha 39.4672ha 277.1691ha	【農林課】(R 3 年度～地域整備課に事務移管) 日本型直接支払制度により適切に農地を維持管理 地域の手で地域環境を守り・維持する農地面積の実績
年度 H29 H30 R 元 R 2 農地面積 2,054.4ha 2,178.8ha 2,244.7ha 2,222.2ha	【地域整備課】 日本型直接支払制度により適切に農地を維持管理する。 ・ 地域の手で地域環境を守り・維持する農地面積 (R3 年度目標値：2,203.ha)
環境にやさしい活動に取り組む営農団体	・ 環境にやさしい活動に取り組む 営農団体 (5 団体)
年度 H29 H30 R 元 R 2 団体数 5 団体 5 団体 5 団体 5 団体	【農林課】 買い物時に倉吉産農産物を選ぶ市民の割合 市民意識調査
年度 H29 H30 R 元 R 2 割合 73.4% 71.0% 74.1% 71.9%	【農林課】 買い物時に倉吉産農産物を選ぶ市民の割合 (R3 年度目標値：70.9%)

施策 III-2 健やかな森林を守る

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	農林課	地域の森林保全活動を支援し、森林が持つ多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。 B	森林を適正管理するとともに、森林保全活動を推進しましょう。	環境にやさしい森林保全の取り組みを理解し、森林の保全活動に協力しましょう。
②	農林課	森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、間伐を中心とした森林整備を支援します。 B	-	山林所有者等は、森林の適正な管理に努めましょう。
③	農林課	森林環境保全税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林については健全な森林整備に努めます。 B	-	-
④	農林課	造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進を支援します。 B	-	-

施策 III-2 健やかな森林を守る（市の取組）

取組状況（R 2 年度）	今後の取組計画															
団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行った。	立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図る。															
緊急間伐・補助金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金額</td><td>3,250 千円</td><td>3,000 千円</td><td>5,500 千円</td><td>4,600 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	補助金額	3,250 千円	3,000 千円	5,500 千円	4,600 千円						
年度	H29	H30	R 元	R 2												
補助金額	3,250 千円	3,000 千円	5,500 千円	4,600 千円												
個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自の助成で支援を行った。 ・森林整備の基礎となる間伐を行い、林業の活性化と公益的効能の維持を図る緊急間伐の助成制度の実施	森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。															
緊急間伐・補助金	個人負担が必要な造林事業に対し、国県の助成金に加え、市独自に助成する。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29 年度</th><th>H30 年度</th><th>R 元年度</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金額</td><td>3,250 千円</td><td>3,000 千円</td><td>5,500 千円</td><td>4,600 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2	補助金額	3,250 千円	3,000 千円	5,500 千円	4,600 千円						
年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2												
補助金額	3,250 千円	3,000 千円	5,500 千円	4,600 千円												
森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る竹林整備事業	竹林整備事業を活用し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。															
竹林整備事業																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td><td>5 団体</td><td>5 団体</td><td>6 団体</td><td>6 団体</td></tr> <tr> <td>面 積</td><td>1.15ha</td><td>2.1ha</td><td>2.87ha</td><td>3.14ha</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	団体数	5 団体	5 団体	6 団体	6 団体	面 積	1.15ha	2.1ha	2.87ha	3.14ha	
年度	H29	H30	R 元	R 2												
団体数	5 団体	5 団体	6 団体	6 団体												
面 積	1.15ha	2.1ha	2.87ha	3.14ha												
団体等の放置竹林等の整備への支援を行った。	団体等の放置竹林等の整備への支援を行う。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td><td>4 団体</td><td>5 团体</td><td>6 团体</td><td>6 团体</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	団体数	4 団体	5 团体	6 团体	6 团体						
年度	H29	H30	R 元	R 2												
団体数	4 団体	5 团体	6 团体	6 团体												

施策 III-2 健やかな森林を守る

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
⑤	建築住宅課 農林課	公共事業・公共施設への県産材の利用に努めます。 B	事業所や建築資材に県産材を使用しましょう。	住宅等への県産材の利用を増やしましょう。
⑥	農林課	立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進します。 B	—	—
⑦	農林課	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 B	—	—

施策 III-2 健やかな森林を守る(市の取組)

取組状況 (R 2 年度)	今後の取組計画																				
<p>【建築住宅課】</p> <p>公共工事県産材使用量実績(建築工事のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td><td>1.99 m³</td><td>7.55 m³</td><td>18.42 m³</td><td>実績なし</td></tr> </tbody> </table> <p>【農林課】</p> <p>地元木材を建材やボイラー燃料に活用されるよう働きかける。</p> <p>取組実績なし</p>	年度	H29	H30	R 元	R 2	使用量	1.99 m ³	7.55 m ³	18.42 m ³	実績なし	<p>【建築住宅課】</p> <p>公共事業・公共施設への県産材の利用に努める。</p> <p>【農林課】</p> <p>地元木材を建材やボイラー燃料に活用されるよう働きかける。</p>										
年度	H29	H30	R 元	R 2																	
使用量	1.99 m ³	7.55 m ³	18.42 m ³	実績なし																	
<p>団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行った。</p> <p>緊急間伐 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金額</td><td>3,250 千円</td><td>3,000 千円</td><td>5,500 千円</td><td>4,600 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	補助金額	3,250 千円	3,000 千円	5,500 千円	4,600 千円	団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行う。										
年度	H29	H30	R 元	R 2																	
補助金額	3,250 千円	3,000 千円	5,500 千円	4,600 千円																	
<p>森林病害虫等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行った。</p> <p>取組実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松くい虫防除</td><td>21.6 m³</td><td>17.7 m³</td><td>14.0 m³</td><td>12.43 m³</td></tr> <tr> <td>ナラ枯れ駆除</td><td>878 本</td><td>1,000 本</td><td>1,650 本</td><td>1,051 本</td></tr> <tr> <td>ナラ枯れ若返り対策事業</td><td>—</td><td>—</td><td>17.9ha</td><td>15.59ha</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	松くい虫防除	21.6 m ³	17.7 m ³	14.0 m ³	12.43 m ³	ナラ枯れ駆除	878 本	1,000 本	1,650 本	1,051 本	ナラ枯れ若返り対策事業	—	—	17.9ha	15.59ha	森林病害虫等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行う。
年度	H29	H30	R 元	R 2																	
松くい虫防除	21.6 m ³	17.7 m ³	14.0 m ³	12.43 m ³																	
ナラ枯れ駆除	878 本	1,000 本	1,650 本	1,051 本																	
ナラ枯れ若返り対策事業	—	—	17.9ha	15.59ha																	

施策 III-3 野生動植物の生息・生育環境を守る

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 建設課	公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。 B	土地改変等の開発や事業活動を行う際に野生動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。	—
② 環境課 農林課	特定外来生物に関する情報を提供するとともに、在来種を保護するため、特定外来生物を駆除するよう周知に努めます。 B	—	特定外来生物の放逐抑制とペットの責任ある終生飼養に努めましょう。
③ 農林課	原生的な森林生態系、希少な野生動植物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の動植物が生息・生育する河畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めます。 B	野生動植物や生態系保全活動への参加・協力・支援に努めましょう。	生物多様性保全活動への参加・協力に努めましょう。
④ 農林課	近年、イノシシやシカ等の生息地域が拡大し農作物被害が深刻化しており、個体数減少対策に取り組みます。 B	—	—

施策 III-3 野生動植物の生息・生育環境を守る（市の取組）

取組状況 (R 2 年度)	今後の取組計画																														
野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすような大規模工事は実施していない。	公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮する。																														
<p>【環境課】 オオキンケイギク駆除活動の注意喚起を行った。</p> <p>【農林課】 個体数を減らすための方策と、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組んだ。</p> <p>捕獲頭数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヌートリア</td><td>85 頭</td><td>134 頭</td><td>109 頭</td><td>310 頭</td></tr> <tr> <td>タヌキ・アナグマ</td><td>86 頭</td><td>102 頭</td><td>77 頭</td><td>53 頭</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	ヌートリア	85 頭	134 頭	109 頭	310 頭	タヌキ・アナグマ	86 頭	102 頭	77 頭	53 頭	<p>【環境課】 オオキンケイギクの駆除活動等の普及啓発を行う。</p> <p>【農林課】 個体数を減らすための対策と、侵入を防ぐ対策を実施し、被害軽減に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲頭数（ヌートリア：170 頭） ・捕獲頭数（タヌキ・アナグマ：100 頭） 															
年度	H29	H30	R 元	R 2																											
ヌートリア	85 頭	134 頭	109 頭	310 頭																											
タヌキ・アナグマ	86 頭	102 頭	77 頭	53 頭																											
立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図った。 所有者届件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者届件数</td><td>13 件</td><td>15 件</td><td>21 件</td><td>37 件</td></tr> <tr> <td>面積</td><td>100ha</td><td>50.6386ha</td><td>39.4672ha</td><td>277.1691ha</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	所有者届件数	13 件	15 件	21 件	37 件	面積	100ha	50.6386ha	39.4672ha	277.1691ha	立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図る。															
年度	H29	H30	R 元	R 2																											
所有者届件数	13 件	15 件	21 件	37 件																											
面積	100ha	50.6386ha	39.4672ha	277.1691ha																											
個体数を減らすための対策と、侵入を防ぐ対策を実施し、被害軽減に取り組んだ。 防護柵設置助成数（県 68 基、国 29 基） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩猟免許取得者数</td><td>153 人</td><td>158 人</td><td>158 人</td><td>170 人</td></tr> <tr> <td>イノシシ捕獲頭数</td><td>524 頭</td><td>667 頭</td><td>732 頭</td><td>605 頭</td></tr> <tr> <td>シカ捕獲頭数</td><td>43 頭</td><td>84 頭</td><td>113 頭</td><td>134 頭</td></tr> <tr> <td>侵入防止柵設置助成（県）</td><td>68 基</td><td>55 基</td><td>3 基</td><td>36 基</td></tr> <tr> <td>侵入防止柵設置助成（国）</td><td>29 基</td><td>62 基</td><td>2 基</td><td>1 基</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	狩猟免許取得者数	153 人	158 人	158 人	170 人	イノシシ捕獲頭数	524 頭	667 頭	732 頭	605 頭	シカ捕獲頭数	43 頭	84 頭	113 頭	134 頭	侵入防止柵設置助成（県）	68 基	55 基	3 基	36 基	侵入防止柵設置助成（国）	29 基	62 基	2 基	1 基	個体数を減らすための対策と侵入を防ぐ対策を実施し、被害軽減に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者数 (H33 目標：180 人) ・捕獲頭数（イノシシ目標：800 頭） ・捕獲頭数（シカ目標：120 頭） ・防護柵設置助成数（80 基）
年度	H29	H30	R 元	R 2																											
狩猟免許取得者数	153 人	158 人	158 人	170 人																											
イノシシ捕獲頭数	524 頭	667 頭	732 頭	605 頭																											
シカ捕獲頭数	43 頭	84 頭	113 頭	134 頭																											
侵入防止柵設置助成（県）	68 基	55 基	3 基	36 基																											
侵入防止柵設置助成（国）	29 基	62 基	2 基	1 基																											

施策 III-4 自然とのふれあいを進める

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	管理計画課	市民の憩いの場である公園・緑地の充実に努めます。 B	—	—
②	企画課	青少年の森や水辺と親しむ親水公園等の環境を関係機関と連携して整備に努めます。 B	—	—
③	地域づくり支援課 博物館	自然観察会や自然体験学習の場の充実に努めます。 B	—	—

施策 III-4 自然とのふれあいを進める（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画																														
103箇所の公園を62の公民館等へ管理委託し、公園・緑地の環境整備に努めた。	103箇所の公園を62の公民館等へ管理委託し、公園・緑地の環境整備に努める。																														
青少年の森ボランティア作業を実施した。 ・小田山の保全活動の一環として、実なる樹木広場および散策道で、雑木の片付け、周辺の草刈りを行った。	青少年の森ボランティア作業を実施する。 ・R3年度の取組計画 2回																														
取組実績																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>実施回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	計画回数	2回	2回	2回	2回	実施回数	2回	2回	1回	1回																
年度	H29	H30	R元	R2																											
計画回数	2回	2回	2回	2回																											
実施回数	2回	2回	1回	1回																											
【地域づくり支援課】	【地域づくり支援課】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑の観察会</td><td>8人</td><td>8人</td><td>悪天候 中止</td><td>コロナ禍 中止</td></tr> <tr> <td>名木めぐり バスツアー</td><td>19人</td><td>19人</td><td>台風接近 中止</td><td>コロナ禍 中止</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	緑の観察会	8人	8人	悪天候 中止	コロナ禍 中止	名木めぐり バスツアー	19人	19人	台風接近 中止	コロナ禍 中止	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑の観察会</td><td>10人</td><td>10人</td><td>悪天候 中止</td><td>コロナ禍 中止</td></tr> <tr> <td>名木めぐり バスツアー</td><td>25人</td><td>25人</td><td>台風接近 中止</td><td>コロナ禍 中止</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	緑の観察会	10人	10人	悪天候 中止	コロナ禍 中止	名木めぐり バスツアー	25人	25人	台風接近 中止	コロナ禍 中止
年度	H29	H30	R元	R2																											
緑の観察会	8人	8人	悪天候 中止	コロナ禍 中止																											
名木めぐり バスツアー	19人	19人	台風接近 中止	コロナ禍 中止																											
年度	H29	H30	R元	R2																											
緑の観察会	10人	10人	悪天候 中止	コロナ禍 中止																											
名木めぐり バスツアー	25人	25人	台風接近 中止	コロナ禍 中止																											
【博物館】	【博物館】																														
参加人数	自然観察会：年間12回実施 夏休み自然科学展（夏休み期間中に開催）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然観察会 (開催数)</td><td>413人 (11回)</td><td>510人 (12回)</td><td>616人 (12回)</td><td>246人 (4回)</td></tr> <tr> <td>夏休み 自然科学展</td><td>1,146人</td><td>2,502人</td><td>1,240人</td><td>中止</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	自然観察会 (開催数)	413人 (11回)	510人 (12回)	616人 (12回)	246人 (4回)	夏休み 自然科学展	1,146人	2,502人	1,240人	中止	○企画展「生きものの視点で打吹山をガイド」 (R2.8.1～R2.10.22 72日間開催 1,795人)															
年度	H29	H30	R元	R2																											
自然観察会 (開催数)	413人 (11回)	510人 (12回)	616人 (12回)	246人 (4回)																											
夏休み 自然科学展	1,146人	2,502人	1,240人	中止																											

施策 III-4 自然とのふれあいを進める

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
④	農林課	立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 B	—	—
⑤	環境課	鳥取県や鳥取県地球温暖化防止活動センターと連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図るとともに、環境教育・学習の実践者・指導者の育成に努めます。 D	—	—
⑥	環境課	環境教育活動を促進するため、こどもエコクラブ ^(※) 活動に必要な支援に努めます。 B (※) こどもエコクラブが実施する環境学習・環境活動を促進することにより、環境を大切にする心と行動力の育成を図り、大人を含めた地域活動の活性化を図ることを目的として、活動費の補助金を交付する。(市の補助金交付先：保育所小・中学校)	—	—

施策 III-4 自然とのふれあいを進める（市の取組）

取組状況（R 2 年度）	今後の取組計画																				
<p>団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行った。</p> <p>森林病害虫等の駆除、まん延防止図るため、被害木薬剤処理を行った。</p> <p>取組実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松くい虫防除</td><td>21.6 m³</td><td>17.7 m³</td><td>14.0 m³</td><td>12.43 m³</td></tr> <tr> <td>ナラ枯れ駆除</td><td>878 本</td><td>1,000 本</td><td>1,650 本</td><td>1,051 本</td></tr> <tr> <td>ナラ枯れ若返り対策事業</td><td>—</td><td>—</td><td>17.9ha</td><td>5.59ha</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	松くい虫防除	21.6 m ³	17.7 m ³	14.0 m ³	12.43 m ³	ナラ枯れ駆除	878 本	1,000 本	1,650 本	1,051 本	ナラ枯れ若返り対策事業	—	—	17.9ha	5.59ha	<p>団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行う。</p> <p>森林病害虫等の駆除、まん延防止図るため、被害木薬剤処理を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫防除 (14.0 m³) ・ナラ枯れ駆除 (1,600 本) ・ナラ枯れ若返り対策事業 (2.4ha)
年度	H29	H30	R 元	R 2																	
松くい虫防除	21.6 m ³	17.7 m ³	14.0 m ³	12.43 m ³																	
ナラ枯れ駆除	878 本	1,000 本	1,650 本	1,051 本																	
ナラ枯れ若返り対策事業	—	—	17.9ha	5.59ha																	
<p>鳥取県及び鳥取県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図る。</p> <p>取組実績なし</p>	<p>県及び鳥取県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図る。</p>																				
<p>環境学習・環境教育活動を促進し、環境を大切にする心と行動力の育成を図った。</p> <p>活動支援の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td><td>11 団体</td><td>11 団体</td><td>9 団体</td><td>10 団体</td></tr> <tr> <td>活動人数</td><td>2,072 人</td><td>1,698 人</td><td>2,010 人</td><td>1,827 人</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	団体数	11 団体	11 団体	9 団体	10 団体	活動人数	2,072 人	1,698 人	2,010 人	1,827 人	<p>こどもエコクラブ活動支援</p> <p>(第 12 次倉吉市総合計画の目標)</p> <p>指標：R 7 年度こどもエコクラブ登録人数 1,900 人を目指す。</p>					
年度	H29	H30	R 元	R 2																	
団体数	11 団体	11 団体	9 団体	10 団体																	
活動人数	2,072 人	1,698 人	2,010 人	1,827 人																	

施策 IV-1 ごみの排出量を抑制する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 環境課	ごみ減量に向けた環境学習等、各種普及啓発を充実します。 B	ごみの資源化を図り減量化に努めましょう。 食べキリ等、食べ残し削減の啓発やエコクッキングの普及啓発に努めましょう。	リサイクル商品や環境負荷の少ない物品等の優先的な購入(グリーン購入)に努めましょう。外食時の適量注文に努め、食べ残しをなくしましょう。
	4 Rの実践を！ 分別による資源化とごみの減量化 ▶リフューズ（Refuse）不要な物は断りごみを出さないようにすることです。（発生抑制） ▶リデュース（Reduce）物を大切に使い、ごみを減らすことです。（減量） ▶リユース（Reuse）使える物は、繰り返し使うことです。（再使用） ▶リサイクル（Recycle）ごみを資源として、再び利用することです。（再生利用）		
② 環境課	市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発に努め、ごみの減量化を図ります。 B	使い捨て商品の製造を自粛し、ごみになりにくい製品、ごみの発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品、長く使える製品の開発に努めましょう。 環境に配慮した製品の製造、環境負荷の少ない商品の販売に努めましょう。	詰替え商品を利用しましょう。 リターナブルびん等、リサイクルしやすい商品を選びましょう。
③ 環境課	生ごみの水切りの徹底の普及啓発を推進するとともに、液肥等への再資源化の調査研究に努めます。 B	—	—
④ 環境課	エコショップやマイバッグ運動の普及啓発に努めます。 B	包装は必要最小限にしましよう。 マイバッグ運動に協力するとともに、レジ袋有料化を実現させましょう。	過剰包装は断りましょう。 マイバッグを持って買い物へ出かけ、レジ袋を断りましょう。

施策 IV-1 ごみの排出量を抑制する（市の取組）

取組状況 (R 2 年度)					今後の取組計画
ごみ減量化に関する環境学習を実施した。					自治公民館学習会(要望のある自治公民館)を対象とする環境学習等を通じて、ごみ減量化の普及啓発を行う。
年度	H29年	H30	R元	R 2	
ごみ減量推進員研修会	13回	4回	1回	0回	
自治公民館学習会	2回	4回	3回	0回	
R 2 年度 (R3.3月)、各自治公民館へ「倉吉市ごみ処理ガイドブック・分別Q & A」を配布し、ごみ分別を啓発した。					
ごみ減量推進員：自治公民館からの推薦に基づき市長が委嘱（任期2年）→ 令和2年度末で廃止 推進員の役割 ごみ集積場の点検、ごみの出し方の指導、資源ごみ回収の推進・分別排出の指導等					
ホームページ・市報等の活用や学習会等の機会を通じて、ごみ減量化・リサイクルの普及啓発を行った。					指標：R8年度リサイクル率 27% ・ごみ総収集量（ごみ排出量）を抑制する。
資源化率・リサイクル率 (R 2 年度：推計値)					
年度	H29	H30	R元	R 2	
資源化率	21.70%	21.14%	20.69%	21.31%	
リサイクル率	23.92%	23.28%	22.72%	22.77%	
○資源化率（リサイクルとして再利用する廃棄物の割合） ・資源化量/総ごみ収集量 → 資源化率は横ばいで推移					
○リサイクル率 資源化量 + 団体資源ごみ回収量 → 横ばいで推移 ごみ総収集量+団体資源ごみ回収量					
・ごみの減量化を図るため、地域の班回覧などを活用し、生ごみの水切りの普及啓発を行った。 ・液肥等への再資源化の調査研究は未着手。					・生ごみの水切りの普及啓発を推進する。 ・液肥等への再資源化の調査研究に努める。
県、消費者団体、関係団体と連携し、市内スーパー店頭で、マイバック持参の呼びかけを行った。(R2.7.1から、レジ袋有料化) マイバッグ運動の実施回数					市報等を活用し、マイバックや風呂敷の利用促進を図る。 (第12次倉吉市総合計画の目標)
年度	H29	H30	R元	R 2	
実績	6回	6回	7回	—	指標：市民意識調査による買い物袋の持参率100% (H7年度)

施策 IV-1 ごみの排出量を抑制する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
⑤ 環境課	家庭から出る資源ごみを自治公民館や地域活動団体、倉吉市の回収を通じて倉吉市の委託業者へ搬出するよう啓発に努めます。 B	-	自治公民館や地域活動団体、倉吉市の資源ごみ回収の推進に協力しましょう。
⑥ 環境課	鳥取中部ふるさと広域連合をはじめ中部4町と連携し、小型家電回収を拡大し小型家電に含まれるレアメタル等の希少金属のリサイクルとごみ減量に努めるとともに、焼却灰や落じん灰のリサイクルを図ります。 B	-	ごみの分別を徹底し、可燃ごみの減量化に努めましょう。 一般廃棄物中間処理施設（ほうきリサイクルセンター） 鳥取県中部圏域の家庭等から出されたごみの処理を行う。 ↓ ・可燃性のごみを焼却して生じた灰 ・不燃性のごみから金属類を回収した 残りの不燃物残渣 一般廃棄物最終処分場クリーンランドほうきで埋立処分
⑦ 環境課	2026（令和8）年度の1人当たりのごみの排出量を2014（平成26）年度の3%減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。 B	使い捨て容器等、廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えましょう。	不用になったものでもまだ使用可能なものは譲ったり、バザーやフリーマーケットに出す等長期間使用しましょう。

施策 IV-1 ごみの排出量を抑制する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画															
<p>倉吉市資源ごみ回収報奨金交付制度^(※)を活用し、家庭から出る資源ごみ（再生資源）の回収に取り組んだ。</p> <p><u>資源回収団体の資源回収量の推移</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>580,257kg</td><td>533,525kg</td><td>499,835kg</td><td>348,529 kg</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 資源ごみ回収に協力する団体（自治公民館、子供会、PTA等）に対して回収量に応じた報奨金を交付する制度 《資源ごみ報奨金単価》 ・古紙類 → 3円/kg ・金属類（アルミ缶・スチール缶）→ 2円/kg ・ビン（一升ビン・ピールビン等）→ 4円/本</p>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	580,257kg	533,525kg	499,835kg	348,529 kg	倉吉市資源ごみ回収報奨金制度を紹介し、資源ごみ回収を支援する。					
年度	H29	H30	R元	R2												
実績	580,257kg	533,525kg	499,835kg	348,529 kg												
<p>クリーンランドほうき最終処分場への埋立量（1市4町分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量</td><td>1,977 t</td><td>1,857 t</td><td>1,750 t</td><td>1,626 t</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>1,665 m³</td><td>1,643 m³</td><td>1,296 m³</td><td>1,268 m³</td></tr> </tbody> </table> <p>最終処分量は、焼却残渣のセメント原料化等を開始したことで大幅に減少している。、</p>	年度	H29	H30	R元	R2	重量	1,977 t	1,857 t	1,750 t	1,626 t	容量	1,665 m ³	1,643 m ³	1,296 m ³	1,268 m ³	ごみの排出量を抑制し、最終処分場の延命化を図る。
年度	H29	H30	R元	R2												
重量	1,977 t	1,857 t	1,750 t	1,626 t												
容量	1,665 m ³	1,643 m ³	1,296 m ³	1,268 m ³												
<p>家庭系ごみ 1人1年度あたりのごみ排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td><td>521g/人日</td><td>515g/人日</td><td>526g/人日</td><td>524g/人日</td></tr> </tbody> </table> <p>1人1年度あたりのごみ排出量は、横ばいで推移している。</p>	年度	H29	H30	R元	R2	実績	521g/人日	515g/人日	526g/人日	524g/人日	<p>指標：家庭系1人1年度あたりのごみ排出量 H26年度比3%減 → 493g/人日 (H26年度 508g/人日 × 0.97 = 493g/人日)</p> <p>4 Rの取組を推進する。</p>					
年度	H29	H30	R元	R2												
実績	521g/人日	515g/人日	526g/人日	524g/人日												

施策 IV-2 リサイクルを推進する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	廃棄物処理法をはじめ各種リサイクル関連法の趣旨を市民・事業者に啓発します。 B	各種リサイクル法の対象事業者は、ごみの減量化・リサイクルに取り組みましょう。	倉吉市が定める方法によりごみの分別出し、減量化・リサイクルに協力しましょう。
②	環境課	ごみの分別収集と減量化の徹底を図ります。 B	ごみを分別出し、適正処理しましょう。	—
③	環境課	資源ごみの集団回収等の支援と推進に努めます。 B	—	集団回収等、リサイクル活動に積極的に参加しましょう。
④	会計課 管理計画課	公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用します。 B	ごみを出さないシステムづくりに努めましょう。	—

施策 IV-2 リサイクルを推進する (市の取組)

取組状況 (R 2 年度)	今後の取組計画
ごみの分別・リサイクルの目的など、ホームページや市報等を活用して周知を行った。 リサイクル率の推移 (R 2 年度: 推計値)	指標: R8 年度リサイクル率 27% ・ごみ総収集量(ごみ排出量)を抑制する。 ・団体資源ごみ回収量のアップを図る。
年度 H29 H30 R 元 R 2 実績 23.92% 23.28% 22.72% 22.77%	
ごみの収集量(家庭系・事業系)の実績	ごみ収集量(家庭系・事業系)の実績
年度 H29 H30 R 元 R 2 可燃ごみ 14,257 t 13,834 t 13,845 t 13,413 t 不燃ごみ 460 t 443 t 411 t 398 t 可燃性粗大ごみ 736 t 633 t 619 t 557 t 不燃性粗大ごみ 155 t 165 t 205 t 209 t ごみ収集量 計 15,608 t 15,075 t 15,080 t 14,597 t 計のうち家庭系 9,103 t 8,898 t 8,988 t 8,877 t 計のうち事業系 6,505 t 6,177 t 6,092 t 5,700 t	ごみ収集量(ごみ排出量)は横ばいで推移しており、今後も、4 R の取組を推進する。
倉吉市資源ごみ回収報奨金交付制度を活用し、家庭から出る資源ごみの回収に取り組んだ。 資源回収団体の資源回収の推移	倉吉市資源ごみ回収報奨金制度を紹介し、資源ごみ回収を支援する。
年度 H29 H30 R 元 R 2 資源回収量 kg 580,257 533,525 499,835 348,529 登録団体数 253 252 256 258 実施団体数 106 103 93 73	
資源回収量は減少傾向にある。	
【会計課】 グリーン購入法適合商品・事務用品の調達に努めた。 全品目のうちの調達割合	【会計課】 グリーン購入法適合商品・事務用品の調達に努める。
年度 H29 H30 R 元 R 2 実績 78% 75% 89% 83%	
【管理計画課】 建設工事の契約図書で、建設資機材及び建設副産物の使用について、リサイクルの推進を記載している。	【管理計画課】 建設工事の契約図書で、建設資機材及び建設副産物の使用について、リサイクルの推進に努める。

施策 IV-2 リサイクルを推進する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
⑤	環境課	再生商品の周知や利用促進の啓発を行います。 D	再生原料、再生部品の優先的利用に努めましょう。	積極的な再生商品の購入に努めましょう。
⑥	環境課	廃食用油のリサイクルの支援に取り組みます。 B (使用済てんぷら油の回収ボックスの主な設置場所) 上北条コミュニティーセンター・西郷コミュニティーセンター・成徳コミュニティーセンター・明倫コミュニティーセンター・灘手コミュニティーセンター・社コミュニティーセンター・北谷コミュニティーセンター・高城コミュニティーセンター・小鴨コミュニティーセンター・上小鴨コミュニティーセンター・倉吉交流プラザ玄関・市役所本庁舎東側・旧水道局・関金支所	—	—
⑦	環境課	エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努めます。 D	—	—
⑧	環境課	小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。 B 小型家電リサイクルの目的 ▶資源確保 ・鉱物資源であるベースメタル、レアメタルなどの確保 ▶廃棄物減量化（最終処分場への埋立の減量化） ・ゴミの減量により、埋立地の延命化	—	容器包装、家電、パソコン、自動車、その他今後リサイクル対象となるもののリサイクルに努めましょう。

施策 IV-2 リサイクルを推進する（市の取組）

取組状況（R 2 年度）	今後の取組計画															
再生商品の周知や利用促進の啓発を行う。 取組実績なし	ホームページや市報等を活用し、再生商品の周知や利用促進の啓発を行う。															
廃食用油の回収量	廃食用油を継続して回収する。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収量</td><td>3,630kg</td><td>3,379kg</td><td>3,456kg</td><td>3,468 kg</td></tr> <tr> <td>回収箇所</td><td>27 箇所</td><td>27 箇所</td><td>27 箇所</td><td>27 箇所</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R 元	R 2	回収量	3,630kg	3,379kg	3,456kg	3,468 kg	回収箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	
年度	H29	H30	R 元	R 2												
回収量	3,630kg	3,379kg	3,456kg	3,468 kg												
回収箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所												
エコマーク商品・グリーンマーク商品の普及啓発に努める。 取組実績なし	ホームページや市報等を活用し、エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努める。															
小型家電回収ボックス・ごみステーション回収	小型家電に含まれるレアメタル等の希少金属をピックアップ回収し、リサイクルを推進するため、今後も小型家電の分別回収を継続して行う。															
小型家電回収ボックスの設置箇所：22 箇所（R 2 年度末）																

施策 IV-2 リサイクルを推進する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
⑨ 環境課	<p>ミックスペーパーの分別徹底について普及啓発に努めます。</p> <p>B</p> <p>ミックスペーパーとは、パンフレット、紙箱、包装紙、はがきなど、雑紙のこと。</p>	—	—
⑩ 環境課	<p>自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取り組み拡大を進めます。</p> <p>B</p>	—	—

施策 IV-2 リサイクルを推進する（市の取組）

取組状況（R 2 年度）	今後の取組計画																				
<p>ごみの区分と出し方（保存版）等を活用し、再生資源となる雑紙の分別の普及啓発を行った。</p> <p>リサイクル意識の向上を図るため、倉吉市資源ごみ回収報奨金^(※)の交付制度を紹介、家庭から出る資源ごみの回収を支援した。</p> <p><u>資源回収団体の資源回収の推移</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源回収量 kg</td><td>580,257</td><td>533,525</td><td>499,835</td><td>348,529</td></tr> <tr> <td>登録団体数</td><td>253</td><td>252</td><td>256</td><td>258</td></tr> <tr> <td>実施団体数</td><td>106</td><td>103</td><td>93</td><td>73</td></tr> </tbody> </table> <p>資源回収量は減少傾向にある。</p> <p>(※) 倉吉市資源ごみ回収報奨金の交付制度：資源ごみ回収に協力する団体（自治公民館、子供会、PTA 等）に対して回収量に応じた報奨金を交付する制度</p> <p>【資源ごみ（再生資源）の報奨金単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙類 → 3 円／kg ・金属類（アルミ缶・スチール缶）→ 2 円／kg ・ビン（一升ビン・ビールビン等）→ 4 円／本 	年度	H29	H30	R元	R 2	資源回収量 kg	580,257	533,525	499,835	348,529	登録団体数	253	252	256	258	実施団体数	106	103	93	73	<p>引き続き、再生資源となる雑紙の分別の普及啓発を行う。</p> <p>自治公民館学習会（要望のある自治公民館）を通じて雑紙の分別の普及啓発を行う。</p> <p>倉吉市資源ごみ回収報奨金交付制度を紹介し、資源ごみ回収を支援する。</p>
年度	H29	H30	R元	R 2																	
資源回収量 kg	580,257	533,525	499,835	348,529																	
登録団体数	253	252	256	258																	
実施団体数	106	103	93	73																	

施策 IV-3 廃棄物を適正に処理する

担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
① 環境課	一般廃棄物は、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行います。	—	—
	<p>一般廃棄物処理計画</p> <p>B</p> <p>廃棄物処理法律第6条に基づき、市町村に作成を義務付けられた、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。概略は次のとおり。</p> <p>(1) 一般廃棄物発生量および処理量の見込み</p> <p>(2) 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項</p> <p>(3) 分別収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分</p> <p>(4) 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>(6) その他、一般廃棄物の処理に関し必要な事項。</p>		
② 環境課	鳥取県と連携し監視カメラを設置する等監視強化を行い、廃棄物の不法投棄撲滅や不適正処理の防止に努めます。	環境美化活動や資源回収等、地域活動団体等へ積極的に協力しましょう。	市民一人ひとりが監視員の役割を果たしましょう。
	<p>B</p> <p>廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等（自分の占有地、管理地を含む。）に捨てる行為を不法投棄という。不法投棄は、そのまま放置しておくとさらなる不法投棄を誘発する恐れや、水質や土壤の汚染といった新たな悪影響を及ぼす要因にもなる。</p>		
③ 環境課	鳥取県と連携し「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づき、不適切な不用品回収業者に対する監視強化と指導に努めます。	排出者責任を意識し、廃棄物の適正処理を行いましょう。	不法投棄(ポイ捨て)防止、不適正処理防止の実践に努めましょう。
	<p>B</p>		
④ 環境課	市民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努めます。	—	環境教育・学習や環境美化活動等への参加・協力をしましょう。
	<p>B</p> <p>家庭の廃棄物を収集・運搬・処分できるのは、市町村の「一般廃棄物処理業の許可」を持つ業者に限られる。不用品を無許可の廃棄物回収業者に引き渡した場合、不法投棄の原因になる。</p>		

施策 IV-3 廃棄物を適正に処理する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画										
倉吉市一般廃棄物処理計画に基づく、ごみの分別収集により、適正な廃棄物処理を推進した。	倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な廃棄物処理を推進する。										
<p>【倉吉市一般廃棄物処理計画のごみ処理計画】</p> <p>○ビン類、缶類、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、紙（牛乳パック含む）、布類、発泡スチロール、食品用トレー、ペットボトルは、市が委託する業者がステーション回収を行う。</p> <p>○小型家電は、ステーション回収とボックス回収（鳥取中部ふるさと広域連合が主体）を行う。</p>											
不法投棄対応件数	県及び倉吉警察署、関係機関と連携し、不法投棄の防止に努める。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>—</td><td>23件</td><td>27件</td><td>23件</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	R2	件数	—	23件	27件	23件	土地の所有者へ、不法投棄されないよう、適切な管理を心がけるように注意喚起を行う。
年度	H29	H30	R元	R2							
件数	—	23件	27件	23件							
県と連携して、不法投棄の対応を行った。不適切な不用品回収業者の対応事案はなかった。	県と連携して、不法投棄切な不用品回収業者による使用済物品の放置を防止する。										
<p>「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」の概要</p> <p>ごみ（廃棄物）の収集・運搬は、廃棄物処理法に基づき、市や県の許可が必要となる。一方で、使用済の電化製品等を廃棄物ではなく有価物として集める行為（不用品回収）は、直接的に同法は適用されない。このため、不用品回収を契機とした不法投棄などを防止するため、法で対応できない使用済物品の回収業の規制等を条例で行うもの。</p>											
窓口業務等を通じて、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努める。	<p>違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、市報等を活用する。 										

施策 V-1 環境意識を醸成する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課 子ども家庭課 学校教育課	認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、環境教育・学習機会の提供と環境教育活動の充実を図り、幼児・児童・生徒の環境意識を高め、環境問題の解決に向け行動できる人材育成に努めます。	環境保全を自らの社会的責任と捉え、企業・事業所等で環境経営に取り組みましょう。	倉吉市の青少年の森等、身近な里山の保全活動に参加しましょう。
②	環境課	関係機関や市民団体等と連携し、市民一人ひとりの学習機会の提供に努め、市民一人ひとりが主体的に環境活動等を実践できるよう普及啓発に努めます。	国・鳥取県・倉吉市等の行う環境保全の学習会等に参加しましょう。	国・鳥取県・倉吉市等の行う環境保全の環境教育・学習会等に参加しましょう。
③	環境課	鳥取県等と連携し、様々な環境教育活動を実施するこどもエコクラブ活動を支援します。	—	—
④	環境課	環境家計簿の普及啓発に努めます。	エコポイント活動へ参加しましょう。	身近な環境配慮活動に取り組み、ライフスタイルの転換に努めましょう。 環境家計簿：家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭排出量を算定するツール。家庭でのCO ₂ 排出量を把握し、ムダなエネルギー消費やCO ₂ の削減につなげることが期待できる。

施策 V-1 環境意識を醸成する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画															
【環境課】 こどもエコクラブ活動支援	【環境課】 こどもエコクラブ活動支援 (第12次倉吉市総合計画の目標) 指標：R7年度こどもエコクラブ登録人数1,900人を目指す。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>令和元</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td><td>11団体</td><td>11団体</td><td>9団体</td><td>10団体</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>2,072人</td><td>1,698人</td><td>2,010人</td><td>1,827人</td></tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	令和元	R2	団体数	11団体	11団体	9団体	10団体	人数	2,072人	1,698人	2,010人	1,827人	【子ども家庭課】 幼児、児童を対象に身近な生活習慣、日常の活動における環境問題を意識した教育保育を実践した。 【学校教育課】 ・全小中学校において、年間指導計画に合わせた各教科等における環境教育を実践（100%） ・地域と連携・協働したクリーン活動や菜の花プロジェクトを実践（100%）
年度	H29	H30	令和元	R2												
団体数	11団体	11団体	9団体	10団体												
人数	2,072人	1,698人	2,010人	1,827人												
【H29年度】「とっとり県消費者の会」 ・家電リサイクル視察研修会の活動支援 パナソニックエコテクノロジーセンター（兵庫県加東市） 【令和元年度】「とっとり県消費者の会」 ・トイレットペーパー再利用施設見学研修会の活動支援 西日本衛材（株）兵庫県龍野市	関係機関や市民団体等と連携し、市民の学習機会の提供に努める。															
こどもエコクラブ活動の支援の実績	こどもエコクラブ活動支援の実施 (第12次倉吉市総合計画の目標) 指標：R7年度こどもエコクラブ登録人数1,900人を目指す。															
紙ベースの環境家計簿を見直し、県と連携して、利便性の高いエクセル版の環境家計簿をホームページで紹介した。	ホームページや市報等を活用し、環境家計簿の普及啓発を行う。															

施策 V-2 環境に関する情報を提供する

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	市報、ホームページ、その他の広報活動により自然環境・公害関係の情報提供に努めます。 B	—	—
②	環境課	各種イベント、環境教育・学習会等を開催し、環境問題の情報提供に努めます。 B	—	—

施策 V-2 環境に関する情報を提供する（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画
市報、ホームページ等を活用し、情報提供に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・星空保全地域の保全 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 ・大気汚染、騒音、振動等の公害防止に関する情報 	市報、ホームページ等を活用し、自然環境・公害関係の情報提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・星空保全地域の保全 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 ・大気汚染、騒音、振動等の公害防止に関する情報
県に協力して、動物愛護週間（※）の普及啓発を行った。 <p style="margin-left: 2em;">(※) 毎年、9月20日から9月26日まで、公益社団法人日本愛玩動物協会などが行事や啓発活動を行っている。</p> <p>ごみ減量推進員（※）研修会を開催し、身近な環境問題やゴミの分別の方法を学習した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">(※) 倉吉市ごみ減量推進員 <u>令和2年度末で制度廃止</u></p> <p style="margin: 0;">目的：ごみの減量及び再資源化</p> <p style="margin: 0;">委嘱：自治公民館からの推薦に基づき市長が委嘱</p> <p style="margin: 0;">任期：2年</p> <p style="margin: 0;">主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場の点検、ごみの出し方の指導 ・資源ごみ回収の推進及び分別排出の指導 </div>	県の動物愛護週間等の取組の協力をを行う。 自治公民館等の地域団体へ出向くなど、ごみの分別等に関する学習会を開催する。

施策 V-3 環境を監視し、注意喚起を促す

	担当課	(市の取組)	事業者の取組	市民の取組
①	環境課	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の事故発生時には適切な対応に努めます。 B	—	—
②	環境課	国・鳥取県等の監視測定、調査に協力します。 B	—	—
③	環境課	環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。 B	—	—

施策 V-3 環境を監視し、注意喚起を促す（市の取組）

取組状況（R2年度）	今後の取組計画
天神川水系水質汚濁防止連絡協議会（事務局：倉吉河川国道事務所）の水質事故対策訓練等に参加した。 油流出による水質事故の拡大を防ぐため、オイルフェンスや油吸着マットの設置等の訓練を行った。	天神川水系水質汚濁防止連絡協議会の水質事故対策訓練等に参加し、万一の水質汚濁事故の発生時の初動対応に備える。
騒音規制法に基づく、自動車騒音常時監視調査を実施した。（環境省に報告） 公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の水質検査を実施した。（県に報告）	騒音規制法に基づく、市内の自動車騒音常時監視調査を実施する。（環境省へ報告） 公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の水質検査を実施する。（県へ報告）
市報、ホームページ等で、屋外燃焼行為（野焼き）の原則禁止について、啓発及び注意喚起を行った。	市報、ホームページ等で、屋外燃焼行為（野焼き）禁止の啓発啓及び注意喚起を行う。

第2次倉吉市環境基本計画・施策の取組状況の自己評価一覧表

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉		施策の取組状況			
		A	B	C	D
基本目標 I 地球にやさいまちを実現する	計 ①	1	13	0	1
施策	I - 1 低炭素型のまちづくりを推進する	0	4	0	0
	I - 2 エネルギーの消費量を削減する	0	3	0	1
	I - 3 再生可能エネルギーを使用する	1	2	0	0
	I - 4 温室効果ガスの排出を抑制する	0	4	0	0
基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する	計 ②	0	32	0	0
施策	II - 1 大気を守る	0	2	0	0
	II - 2 悪臭の抑制されたまちをつくる	0	3	0	0
	II - 3 水を守る	0	5	0	0
	II - 4 騒音・振動の少ないまちをつくる	0	3	0	0
	II - 5 美化活動を推進する	0	6	0	0
	II - 6 美化活動を支援する	0	2	0	0
	II - 7 野焼きを禁止する	0	1	0	0
	II - 8 まちの清潔を保持する	0	2	0	0
	II - 9 伝統的景観と都市景観を守る	0	5	0	0
	II - 10 ペットを適正管理し動物と共生する	0	3	0	0
基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する	計 ③	0	19	0	1
施策	III - 1 豊かな農地を守る	0	3	0	0
	III - 2 健やかな森林を守る	0	7	0	0
	III - 3 野生動植物の生息・生育環境を守る	0	4	0	0
	III - 4 自然とのふれあいを進める	0	5	0	1
基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する	計 ④	0	19	0	3
施策	IV - 1 ごみの排出量を抑制する	0	7	0	0
	IV - 2 リサイクルを推進する	0	8	0	2
	IV - 3 廃棄物を適正に処理する	0	4	0	0
基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する	計 ⑤	0	9	0	0
施策	V - 1 環境意識を醸成する	0	4	0	0
	V - 2 環境に関する情報を提供する	0	2	0	0
	V - 3 環境を監視し、注意喚起を促す	0	3	0	0
合 計 (①②③④⑤)		1	92	0	4

倉吉市生活産業部 環境課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目 253-1

TEL : 0858-22-8168 FAX : 0858-27-0518